

平成30年3月臨時記者会見

日時 平成30年3月26日（月）

午後4時30分

場所 政策会議室

（幹事社 東日）

市からの発表事項

（1）地域活動交付金について

（自治振興課）

（2）産廃施設等周辺環境調査の結果報告

（生活環境課）

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	平成30年 3月26日	
担当課・室	自治振興課	
担当職・氏名	課長	西村仁志
連絡先(電話)	(0536) 23-7693	
連絡先(FAX)	(0536) 23-7694	
連絡先(Eメール)	shinshiro-jichi@city.shinshiro.lg.jp	

件名	地域活動交付金について
----	-------------

内容

2月23日、ある地域活動交付金事業について交付金を不正受給した疑いがあるとの情報が情報公開制度を利用した市民から寄せられました。これにより、実際に調査したところ、市に提出されていた実績報告書の添付書類(領収書)と事業委託を受けた者が所有する領収書に違いがあることが判明しました。

1 事案の概要

(1) 申請団体

ホテル舞う堀愛の里会(以下「申請団体」という。団体人数:25年度25人,26年度27年度23人)

(2) 活動内容

汚れている地域の川について、河畔部を含めて環境改善を図る。

具体的には、立木や竹類の伐採、廃棄物の処理など

(3) 活動期間(地域活動交付金申請年度)

平成25年度、平成26年度、平成27年度の3か年度

2 確認により判明した事項(3月22日現在確認事項)

(1) 実績報告書の添付書類が虚偽である。

平成25年度、平成26年度事業に係る実績報告に添付された領収書が架空である。

⇒領収書を発行した建設会社の聞き取り、申請団体の通帳より事実を確認。

(2) 添付された写真の一部に誤りがある。

平成25年度事業として添付されている写真の一部に申請団体として活動していないもの(川田総有山林管理組合が実施した活動)が含まれているものと推測される(提出された電子データ(JPEGのプロパティ)に記される日付から推測)。

※申請団体から提出された顛末書に混在させてしまった旨の報告 有

(3) 平成25年度に支払われた交付金の額に余剰がある。

市へ報告した事業費と申請団体から工事を実施した建設会社への振込額に差があり、振込額を基準とすれば4,000円分の交付金が余剰に支払われている。

報道機関発表資料

3 それぞれの年度における交付金額等

- ・平成25年度：471,000円（算定の基準となる総事業費：524,000円）
- ・平成26年度：465,000円（策定の基準となる総事業費：517,000円）
- ・平成27年度：434,000円（算定の基準となる総事業費：482,276円）

4 現在の状況

- ・平成25年度事業、平成26年度事業に係る添付書類（領収書）が虚偽であることは、市も確認できている（申請団体も認めている）。
- ・関係者からのヒアリングなどにより平成25年度から27年度に係る事業に関する確認作業を行っている。

5 今後の対応

申請団体から平成30年3月7日付けで「顛末書」が、平成30年3月16日付けで「平成25、26、27年度に受給した交付金全額の返済について」とした文書が提出されたが、顛末書の内容等について総会の決議を経ていないことや、新たに見つかった資料により事実誤認等の恐れが出てきたことから、平成30年3月20日付けで一旦撤回したい旨の申し入れがあった。

市としては、申請団体に対して、不適切な処理をした事実経過や責任の所在について明確にしたうえで回答してもらうよう、期限を定めて通知していく予定である
その後については、実態が明らかになってから最終的な判断をしたいと考えている。

報道機関発表資料

(新城市)

提出日	平成30年3月23日	
担当課・室	市民環境部	生活環境課
担当職・氏名	課長	佐々木 敏宏
連絡先(電話)	(0536) 23-7677	
連絡先(FAX)	(0536) 22-0554	

件名	産廃施設等周辺環境調査の結果報告
----	------------------

内容

新城市では、新城南部企業団地で操業している産業廃棄物中間処理施設に係る周辺環境調査を実施しています。今年度6回目の分析結果速報が委託業者から提出されましたが、一次発酵槽用脱臭棟の気体排出口での測定において、規制基準値を超過する結果となりましたので報告します。

平成30年度 産廃施設等周辺環境調査(6回目)

1. 測定項目

臭気指数測定

敷地境界線の規制基準(1号基準)	2地点
気体排出口の規制基準(2号基準)	2施設(一次発酵槽及び二次発酵槽用脱臭棟)
直近民家周辺	1地点

2. 測定結果

結果一覧のとおり

3. 結果に対する対応状況等

定期測定として平成30年3月13日に生活環境課職員立会いのもと、委託業者により臭気をサンプリングしました。3月19日に分析結果速報が委託業者から提出され、規制基準値の超過が確認されたため、3月20日に愛知県新城設楽振興事務所環境保全課とともに、事業所に立入調査を実施しました。

立入時の敷地境界付近での臭気強度は0から2程度でした。調査当日の作業内容を確認するとともに、一次発酵槽用脱臭棟での臭気をサンプリングし、現在委託業者により臭気指数を判定中です。今後結果が出しだい再度事業者への立入調査を実施する予定です。

【問合せ】新城市市民環境部生活環境課

電話 23-7677 ファックス 22-0554

Eメール kanky@city.shinshiro.lg.jp

産業廃棄物中間処理施設周辺環境調査 結果一覧

調査項目：臭気指数

採取日	1号基準(敷地境界)		1号規制基準	2号基準(排出口)		2号規制基準	直近民家周辺	
	北側	東側		1次発酵槽用脱臭棟	2次発酵槽用脱臭棟			
H27.5.22	10未満	10未満	18			25	10未満	
H27.7.28	10未満	10未満					10未満	
H27.9.14	10未満	10未満					10未満	
H27.11.16	10未満	10未満					10未満	
H28.1.12	10未満	10未満					10未満	
H28.3.10	10未満	10未満					10未満	
H28.5.19	10未満	10未満			-		10未満	
H28.6.1	-	-			19		-	
H28.7.19	10未満	10未満			-		10未満	
H28.9.12	10未満	10未満			-		10未満	
H28.11.16	10未満	10未満			-		10未満	
H29.1.12	10未満	10未満			-		10未満	
H29.3.8	10未満	10未満			-		10未満	
H29.5.19	10未満	10未満			-		10未満	
H29.7.21	10未満	10未満			-		10未満	
H29.9.21	10未満	10未満			-		10未満	
H29.11.15	10未満	10未満			16		10未満	
H30.1.15	10未満	10未満			16		22	10未満
H30.3.13	10未満	10未満			27		12	10未満

※ H28.3.10までは操業前

※ H29.11.15までは2次発酵槽用脱臭棟稼働前